

年税第 18 号
平成 30 年 5 月 23 日

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人日本医師会
常任理事 今村 定臣

消費税の軽減税率制度導入に関する事業者向けの説明会
の開催について

今般、厚生労働省より、消費税率が平成 31 年 10 月 1 日から 10%に引き上げられるとともに、一定の品目について 8%の軽減税率を適用する軽減税率制度が実施されることに伴い、別添のとおり、6 月 11 日に、厚生労働省（東京都千代田区霞が関）において、消費税の軽減税率制度導入に関する事業者向けの説明会が開催される旨連絡がありました。

この説明会は、軽減税率制度が、免税事業者を含めた全ての事業者に影響があることから、制度のポイントや政府の支援策について、事業者の理解を深めることを目的として、厚生労働省が財務省・中小企業庁の協力の下、開催するものです。

つきましては、貴会会員に対して、適宜、ご周知賜りますようお願い申し上げます。

公益社団法人 日本医師会 御中

平成 30 年 5 月 17 日
厚生労働省

消費税の軽減税率制度導入に関する事業者向け説明会の開催について
(ご案内)

平素から、厚生労働行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 31 年 (2019 年) 10 月 1 日から、消費税率が 10%に引き上げられることに伴い、一定の品目について 8%の軽減税率を適用する軽減税率制度が実施されます。この制度は、免税事業者の方を含めた全ての事業者の方に影響があることから、厚生労働省としても、関係事業者の方々に制度のポイントや政府の支援策について理解を深めていただくために、財務省・中小企業庁の協力の下、説明会を開催いたします。

貴団体におかれては、参加を御検討いただくとともに、傘下団体・事業者の方に対しても、説明会の開催について周知いただければ幸いです。

記

1 開催日時

平成 30 年 6 月 11 日 (月) 14 時 00 分～15 時 30 分

2 開催場所

中央合同庁舎 5 号館 講堂 (低層棟 2 階)

3 説明内容

- (1) 軽減税率制度の概要の説明 (財務省)
- (2) 軽減税率制度導入に係る事業者支援策の説明 (中小企業庁)
- (3) 質疑応答

4 申込方法・締切

参加を希望される方は、別添様式に、氏名 (ふりがな)、勤務先または所属団体、電話番号を明記の上、直接、電子メール又は FAX にてお申し込みください。

<申込先>厚生労働省社会保障担当参事官室

メールアドレス : keigen@mhlw.go.jp

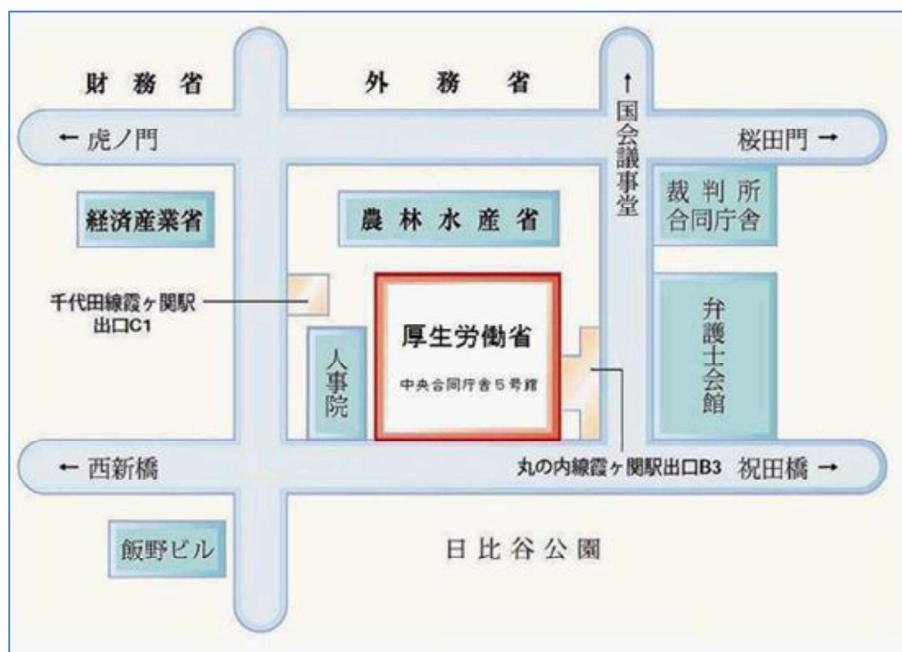
F A X : 03-3595-2158

<申込み締切>平成 30 年 5 月 31 日（木）17 時まで

<申込みに当たっての注意点>

- ・ お電話による申込みは受け付けておりません。
- ・ 希望者多数の場合、上記の締切より前に申込みを締め切ることがあります。
- ・ 希望者多数の場合、参加人数の調整等をお願いすることがあります。
- ・ 車いすでご参加される等、支援が必要な方は、その旨を申込みの際にお知らせください。

案内図



交通：地下鉄丸の内線、日比谷線、千代田線、霞ヶ関駅下車

東京都千代田区霞が関 1-2-2

中央合同庁舎第5号館

電話：03（5253）1111

厚生労働省 講堂

（中央合同庁舎第5号館 低層棟2階）

別添様式

申込日：

厚生労働省 社会保障担当参事官室 政策第二係 宛て

送信先： keigen@mhlw.go.jp
FAXの場合： 03-3595-2158

軽減税率制度説明会参加申込票

5月31日(木)まで

- 欄にもれなく記入をお願いいたします。
- 原則として先着順とし、定員に達し次第、申込終了とさせていただきます。
- 車いすで傍聴を希望される方その他支援が必要な方は備考欄にその旨ご記入ください。

入力項目	団体・勤務先等名	出席者氏名	TEL	e-mail
出席者①				
出席者②				
出席者③				
出席者④				
出席者⑤				
備考欄				